

令和5年嵐山町農業委員会 第2回総会議事録

1. 開会日時 令和5年2月24日（金） 午前10時30分
から午前11時00分

2. 開催場所 嵐山町役場 204・205会議室

3. 出席委員（出席者6名）

農業委員

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生

第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第 5 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第 6 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

日程第 7 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第 8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 9 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第10 議案第5号 嵐山町農用地利用集積計画について

5. 農業委員会事務局職員

農政課 根岸敏徳

事務局 内田雅幸・高田遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は6名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、定足数に達しております。

議長 よって、令和5年嵐山町農業委員会 第2回総会は成立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第3 内田 公生 委員

議席番号 第5 安藤 紀子 委員

議席番号 第6 杉田 健一 委員

以上3委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長	ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日一日限りと決定しました。
議長	日程第3 諸般の報告をします。
	初めに、農業委員会第2回総会に提出されました議案について報告します。報告第1・2・4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について3件、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について1件、議案第3・4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件、議案第5号 嵐山町農用地利用集積計画について1件、合計7件です。
議長	次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。
議長	以上で、報告を終わります。
議長	続きまして、日程第4 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。
	本案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、説明いたします。

事務局

届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△ 地
目：畑、面積：4 1 1 m²です。

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地の△ 氏名A
氏です。

譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地 氏名B氏
です。

転用目的は、駐車場用地です。

令和5年1月26日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程
に基づき、受理しております。以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局専決規定
第3条に基づく専決処分の報告事項ですので、ご了承願いま
す。

議長

続きまして、日程第5 報告第2号 農地法第5条第1項
第7号の規定による農地転用届出についての件を議題としま
す。

本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地
転用届出について、説明いたします。

届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番△ 地目：
畑、面積：256㎡です。

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△ 氏名C氏
です。

譲渡人は、東松山市〇〇町△丁目△△番△号 株式会社〇
〇〇〇〇 代表取締役 氏名D氏です。

転用目的は、自己用住宅です。

令和5年2月3日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に
基づき、受理しております。以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局専決規定第
3条に基づく専決処分の報告事項ですので、ご了承願います。

議長

続きまして、日程第6 報告第3号 農地法第4条第1項
第8号の規定による農地転用届出についての件を議題としま
す。

議長

本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地
転用届出について、説明いたします。

届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 地
目：田、面積：778㎡です。

届出者は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△ 氏名E氏
です。

転用目的は、駐車場です。

令和5年2月3日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に
基づき、受理しております。以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局専決規定第
3条に基づく専決処分の報告事項ですので、ご了承願います。

議長

続きまして、日程第7 報告第4号 農地法第5条第1項
第7号の規定による農地転用届出についての件を議題としま
す。

本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地
転用届出について、説明いたします。

届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番△ 地目：
畑、面積：256㎡です。

譲受人は、東松山市大字〇〇△△△△番地△ 氏名F氏で
す。

譲渡人は、東松山市〇〇町△丁目△△番△号 株式会社〇
〇〇〇〇 代表取締役 氏名G氏です。

転用目的は、自己用住宅です。

令和5年2月6日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に
基づき、受理しております。以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局専決規定第
3条に基づく専決処分の報告事項ですので、ご了承願います。

議長

続きまして、日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項
の規定による許可申請についての件を議題とします。

議長

お諮りいたします。

議案第 3 号及び議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については関連がありますので、一括上程したいと思います。

議長

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号及び議案第 4 号を一括上程することといたします。

議長

議案第 3 号及び議案第 4 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 3 号について、説明いたします。

申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇〇字〇〇〇△△△番 外
△△筆、地目：田、面積：13,481㎡です。

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地 株式会社
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 氏名H氏です。

事務局

譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地 氏名J氏
外△名です。

転用目的は、ゴルフ場用地です。

事務局

申請人は、今回、60周年を機に日本ゴルフ協会等の男子
公式競技認定コースとして対応することができるようコース
を拡大するため、敷地拡張を計画しております。

今回の敷地拡張においては、コース以外の敷地についてプ
レイヤーのすべてがコース内でプレーできるとは限らず、ゴ
ルフ経験の浅いプレイヤーはミスショットで右側にコースア
ウトする傾向であることを考慮して、拡張範囲についてはコ
ースアウトを想定とした範囲で設定しております。

拡張範囲については、〇〇〇△△△番、〇〇△△△△番、
△△△△番、△△△△番、△△△△番、△△△△番、△△△
△番△、△△△△番△、△△△△番△、△△△△番、△△△
△番、△△△△番、△△△△番の△△筆については、現況の
水路やミスショット等に配慮したコース設計であり、さら
には景観維持と環境保全のために必要な範囲の土地であり、ま
た、〇〇△△△△番△、△△△△番△については、下流水路
の源泉であるため、景観維持とコース管理上必要となります。
また、自然環境維持とコース景観を重視する観点から、人工
構造物のフェンス・支柱等は設置せず、現況の自然景観を最
大限活かした敷地拡張を行うとのことです。

事務局

それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

工事計画：許可日から令和5年5月31日まで。

農地区分：第1種農地であり、農業振興地域の農用地ではありません。また、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ではありますが、既存施設の面積の2分の1以内での敷地拡張であって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、第1種農地の転用の例外規定に該当します。

資力及び信用：すでに土地所有者との直接の話し合いは滞りなく行われており、諸手続きも進んでいるため、適当であると思われます。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：工事計画にあるように遅滞なく行われると思われます。

計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局

周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、行政庁の免許・許可・認可等の処分の見込み、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況は全て該当ありません。

事務局

続きまして、議案第4号について、説明いたします。

申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番△、地目：田、面積：554㎡です。

譲受人は、議案第3号と同様です。

譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地 氏名K氏です。

申請理由等につきましては、議案第3号と同様のため、割愛させていただきます。〇〇△△△△番△については、現時点では所有権移転に応じていただくことができないため、賃貸借権の設定での申請となったとのこと。

事務局

全体としまして転用許可申請面積が3,000㎡以上の場合は、埼玉県農業会議の常設審議委員会に意見を照会します。常設審議委員会は、埼玉県内の農業委員会会長及び、県内市町村長の中から選任されています。本申請地は合計14,035㎡（売買13,481㎡、賃貸借554㎡）のため常設審議委員会に意見を照会するものであります。

今後の予定ですが、本日の総会終了後に埼玉県農業会議に申請し、3月6日（月曜日）の常設審議委員会に意見を求めますが、前段階で、埼玉県農業会議より、申請内容にご指摘があり、現在、申請人等と調整をしております。内容について調整をとり、条件が整った段階で、進達することといたします。

説明につきましては、以上です。

議長

ありがとうございました。

ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を4班金井委員、お願いします。

金井委員

2月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△番ホルの□側に位置する農地であり、ゴルフ場用地の拡張予定です。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたしました。以上報告いたします。

議長 続まして、議案第 3 号及び議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑をおこないます。

議長 どうぞ。
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 よって、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、申請人等と再度調整のうえ、条件が整った段階で、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続まして、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。

議長

本案を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

よって、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、申請人等と再度調整のうえ、条件が整った段階で、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長

続きまして、日程第10 議案第5号 嵐山町農用地利用集積計画についての件を議題とし、審議します。

本案について、農政課から説明をお願いします。

農政課

議案第5号 嵐山町農用地利用集積計画書をご覧ください。

新規設定は、田7筆9,457㎡、畑3筆6,092㎡、計10筆15,549㎡です。

更新再設定は、田23筆34,702㎡、畑0筆、計23筆34,702㎡です。

合計33筆50,251㎡、うち田30筆44,159㎡、畑3筆6,092㎡です。

農政課

以上です。

議長

ありがとうございました。

議案第5号 嵐山町農用地利用集積計画について質疑をおこないます。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。

議長

これより、議案第5号 嵐山町農用地利用集積計画について採決します。本案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

よって、議案第5号 嵐山町農用地利用集積計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定しました。

議長

これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長

以上をもちまして、令和 5 年嵐山町農業委員会第 2 回総会
を閉会します。

議長

ご苦勞様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉 田 哲

委 員

内 田 公 生

委 員

安 藤 紀 子

委 員

杉 田 健 一
